

全国安全週間署長安全パトロールを実施しました

令和8年7月2日（木）



デジタルサイネージ等の内容について説明を受ける署長

土浦労働基準監督署（署長 生木谷忠司）は、令和8年度全国安全週間（令和8年7月1日から令和8年7月7日）に合わせ、管内事業場における現場の安全管理状況を確認するため、令和8年7月2日（木）、戸田建設（株）が施工する新築工事現場において土浦労働基準監督署長安全パトロールを実施し、墜落災害防止対策はもとより、今月「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」重点取組期間でもあることから、熱中症対策についても確認しました。



現場では、厚生労働省が推進している第14次労働災害防止計画(2023年～2027年)において、取り組みを強化している墜落災害防止対策が適切に取り組まれていたほか、昨今、建設業で働く外国人技能実習生や特定技能外国人が増加していることを鑑み、外国人作業員の新規入場時の安全衛生教育について、多言語の字幕が選択可能な教育動画の視聴や、多言語で作成した教育資料を使用する等、外国人労働者の災害防止に関する取り組みが行われていることを確認しました。また、外国人労働者の日本語能力を確認し、日本語能力に応じた教育体制や実効ある指揮管理体制が構築されておりました。

安全対策の内容について説明を受ける署長

熱中症防止対策については、飲料水について、一定の値段を超えると購入を控える作業員もいることから、安価で購入が可能なスポーツドリンク等の自動販売機が設置されておりました。また、作業員全員にクールタオルや保冷材等が配布され、休憩所内はエアコンで快適な温度に保たれていたほか、昨年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく熱中症予防のための注意事項、熱中症が発生した際の連絡体制及び熱中症の疑いがある作業員が発見された場合の作業離脱の手順等が適切に周知されておりました。屋外のデジタルサイネージにおいても、熱中症予防のための注意事項等が適切に周知されておりました。

このほか、今年4月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく高年齢労働者の労働災害の防止が適切に取り組まれておりました。

皆様の事業場におかれましても、労働安全衛生法に基づき、熱中症対策及び高年齢者の労働災害防止について徹底いただくようお願いいたします。

当日、パトロールに御協力いただいた戸田建設(株)及び関係作業者の皆様、お忙しい中御対応いただき誠にありがとうございました。